

指標

指導と診療録

副会長

三宅 直樹

保険診療とは、保険者と保険医療機関との間で健康保険法等に基づく公法上の契約が締結された指定保険医療機関で、保険医の指定を受けた医師が行う診療行為である。すなわち二重指定の形態を取っているため、保険医が指定保険医療機関外で診療を行っても保険請求はできない。例えば、旅行中に人助けの意を持って診療しても、感謝はされるが診療報酬は得られない。保険診療は公法上の契約であるから、違反するとペナルティーが科せられる。保険診療の根本となる準則は、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（一般に「療担規則」と略されることが多い）である。療担規則に従った取り扱いをすれば不利益は及ばないと明記されている。受給資格のない者に対して保険診療を行った場合においても、保険医療機関が相当な注意を払ったにもかかわらず受給資格のないことを発見できなかった時は、保険者はその診療報酬をそのまま支払い、当該費用は不正受給者から返還させることとなる。

療担規則等には保険診療の禁止事項がある。①無診察治療の禁止：慢性疾患の患者で病状が固定している等の理由で「診察することなく投薬・注射・リハビリテーション・処方箋交付等を行う」ことは無診察診療であるが、現場ではさまざまな理由でよく見かけられる。しかし、医学的判断は医師が判断すべき事項なので、問診だけでも行うことが必要である（ただし内容はカルテに必ず記載すること）。②特殊療法等の禁止：治験・高度先進医療、特殊または新しい療法は、厚生労働大臣の承認があれば行える。③健康診断の禁止：健診は療養の給付の対象外と明記されている。④混合診療の禁止：保険診療と自由診療の併用は禁止されているので、患者からは一部負担金や保険外併用療養費など、厚生労働大臣が認可した費用以外は徴収できない。⑤濃厚（過剰）診療の禁止：療担規則には、診療は「段階を踏んで行う」「必要性を考慮して行う」「できるだけ必要最小限で行う」とあるが、医師の裁量権に基づいて行うこ

とであり、萎縮医療につながりかねない。しかし、患者すべてに同一、画一的検査を行っている医療機関も存在するのは事実である。⑥特定の保険薬局への誘導の禁止：医師だけではなく医療機関の従業員すべてに課せられた事項である。特定の薬局を口頭あるいはチラシ等で誘導することは禁止されており、医療機関は患者に複数の薬局を示さなければならない。⑦自己診療の禁止：医師が自身に対して診療を行うことは保険給付の対象外でもあるし、人道上問題があるとされている。

以上、禁止事項を列記した。診療だけではなく施設基準上の違反などがあり、医療機関の運営には多くの知識と信念が必要で、その尽力には敬意を表する。行政の指導監査時には、立場上数多くの立会を経験してきた。最も基本的指摘事項は、診療録の記載である。今回は診療録（カルテとかチャートと言われている）について記述する。

診療録は、医師法第24条に規定されている狭義の診療録と、看護記録・画像診断検査記録などを含む広義の診療録がある。療担規則第22条診療録の記載の項では、「保険医は患者の診療を行った場合には、遅滞なく、様式第1号又はこれに準ずる様式の診療録に、当該診療に関し必要な事項を記載しなければならない。」と記されている。また、完結後5年間の保存義務がある。すなわち「診療録記載の義務」と「診療録保存の義務」があり、違反すると医師法第33条の2により50万円以下の罰金に処せられる。医療行為は、患者の承諾と行為の正当性が診療録に記載されて、はじめて診療行為として認められるものである。すなわち、診療録の記載がない診療行為はあり得ないのである。従って、医療訴訟においても証拠の中核をなす。診療録の作成目的は適正な診療が行われていることの表明である。また、医療事故などが生じた際の重要な法的証拠書類となる。医療訴訟において、証拠の種類には書証・人証・証拠資料があり、診療録は書証に属し最も証拠価値が高い。診療録の偽造・変造・行使に対して虚偽診断書等作成罪（刑法第160条）が適用され、3年以下の禁固または30万円以下の罰金が科せられる。診療録の改ざんが一旦明らかになると社会的信頼性が失われ、証拠価値はなくなり、医療側は極めて不利な立場におかれる。診療録は、第三者が見ても診療内容が十分に分かるよう不明確・不明瞭な記載は避け、看護記録等他の書類との食い違いのないことが重要である。諸外国では自国語の記載が多いが、日本では日本語での記載がまだまだ少ないのは診療録の患者への開示の際に問題となり得る。最近では電子カルテへの移行が盛んである。その長所は多く、診断・治療に大きな役割を果たしているが、三原則と言われる「真正性」「保存性」「見読性」が保持される必要がある。

診療録については、まだまだ書き足りないことがあるが、診療録のない診療はないことだけは肝に銘じておくべきである。